

令和4年度

# 就学援助制度のお知らせ

お子様が高槻市立の小中学校に在籍している保護者の方に、  
学用品費や給食費等、義務教育の就学に必要な費用を支給します。

毎年、申請が必要です( 小学校入学準備金を申請された方も再度必要です )

## 1 申請方法等について (期限内に申請し認定となった方に限り、4月分から援助対象とします) <申請方法等の詳細につきましては、必ずホームページの確認をお願いいたします>

### 申請方法 郵送による申請

(提出先: 〒569-8501(住所不要)高槻市教育委員会 保健給食課 学校保健チーム 宛)  
※郵送トラブルを避けるため、簡易書留または特定記録郵便等により、郵送してください。

### 申請期限 【当初申請】令和4年5月20日(金) ※消印有効

※5月21日(土)以降の提出は、随時申請として受け付けます。  
随時申請の場合は、申請していただいた月からの援助対象となります。



↑ホームページはこちら↑

### 提出書類

- (1) 就学援助費支給申請書
- (2) 就学援助費支給チェック票
- (3) その他、下記に該当する方は、別途書類を添付していただくことで、  
所得審査において所得限度額の加算を行います。

該当事項	証明書類
借家にお住まいの方 ※証明書類の提示がない場合は、「持家の世帯」の所得限度額での審査となります。	「所在地・貸主借主・家賃」の記載がある書類で最新のものの例：保護者名義の賃貸契約書や家賃決定通知書(府営)等 ※祖父母等、保護者以外の契約者の場合は対象外
ひとり親家庭の方 ※証明書類の提示がある場合は、ひとり親加算をします。	ひとり親家庭と確認できる証書・書類 例：ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証、戸籍謄本等
家族員に障がい者がある方 ※証明書類の提示がある場合は、障がい者加算をします。	障がい者であることを確認できる書類 例：障がい者手帳や療育手帳、通所受給者証等
令和4年1月1日時点で、他市にお住まいだった方 ※該当する場合は、 <b>証明書類は必須</b> となります。 ⇒6月1日以降に、前住所地に請求し、後日提出してください。 (市町村ごとに発行できる時期が異なります。)	令和4年度市府民税(所得・課税)証明書 ※父母ともに収入がある場合は、それぞれの証明書が必要

### 窓口申請を希望の方

【受付場所】高槻市役所 総合センター6階 会議室

### 【当初申請受付期間】令和4年5月11日(水)～5月20日(金)の午前9時～午後4時

※午後4時以降は受け付けできません。上記期間は、土曜、日曜も申請を受け付けます。

### 窓口申請の際に必要なもの

- (1) 保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)
- (2) 上記、提出書類(3)の別途書類

## 2 援助を受けられる方：次の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 高槻市立の小学校又は中学校に在籍している児童若しくは生徒の保護者である
- (2) 保護者の令和3年中の所得合計額が認定基準表の所得限度額以内である
- (3) 生活保護法の適用を受けていない

→  
→  
→  
→  
→  
→  
→  
→  
→  
→

### 3 所得等の審査：認定基準表（令和3年1月～令和3年12月の保護者の所得により判定）

家族員数	所得限度額		家族員数が 7人以上と なる場合は 1人増加 するごとに 541,000円 を加算	障がい者加算額 (家族員に含まれる障がい者1人につき)	
	借家の世帯	持家の世帯		ひとり親加算額	
2人	2,427,000円	1,779,000円		380,000円	
3人	2,948,000円	2,318,000円		ひとり親加算額	
4人	3,389,000円	2,761,000円		扶養する子の数	加算額
5人	3,840,000円	3,205,000円		1人	330,000円
6人	4,386,000円	3,746,000円		2人	356,000円
				以下1人増につき	13,000円

(注) 家族員数：保護者とその扶養する家族員（税の扶養人数）の合計数

所得：源泉徴収票の場合は『給与所得控除後の金額』、確定申告書の場合は『所得金額』など

※給与所得・公的年金等所得がある方は、「所得」から10万円を差し引いた所得額で審査します。

※賃貸契約書等の証明書類の提示（表面参照）がない場合は「持家の世帯」での審査となります。

加算額：上記右の表にある「障がい者加算額」「ひとり親加算額」に該当する方は、証明書類（表面参照）をご提示いただければ、所得限度額にそれぞれの該当人数の額を加算し、審査します。

### 4 審査結果及び支給日

- ・当初申請の審査結果は7月末までに、郵送にて通知します。

援助費の種類	支給予定日（月末頃）				支給予定額
	7月	10月	12月	3月	
学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費	○		○	○	[月額] 小：1,100円～1,310円 中：2,080円～2,340円
学校給食費	○		○	○	実費支給
新入学学用品費（小学1年生、中学1年生） ※入学準備金を受給されている方は対象外	○				小：51,060円、中：60,000円
中学校入学準備金（小学6年生）				○	60,000円
卒業アルバム代（小学6年生、中学3年生）				○	小：11,000円 中：8,800円を限度(実費支給)
校外活動費（宿泊を伴う臨海林間学校費の内、交通費・見学料）				○	小：3,690円 中：6,210円を限度(実費支給)
修学旅行費（宿泊費、交通費、見学料等）		○又は○又は○			実費支給
通学費（小学生片道4km以上、中学生片道6km以上）	○		○	○	実費支給（公共交通機関）
医療費（治療前に学校長に交付を申し出て、医療券を受領してから治療を行ってください。医療券がないと本人負担となります） ※援助対象となる疾病は、トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く)、白癬、疥癬及び膿疱疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)〈急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は除く〉及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有を含む)、う歯(むし歯)です。 日本スポーツ振興センター災害共済掛金免除(当該年度の5月1日に認定されている場合に限る)					

### 5 注意事項

- ・保護者の所得金額の合計で審査をします。「令和3年分所得(=令和4年度所得)」が未申告の方は、必ず申告をしておいてください。(勤務先において年末調整をされている方や確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません)
- ・令和3年分所得(=令和4年度所得)に基づき審査をしますが、勤務先からの解雇(自己都合による退職や定年退職、自己の責めによる解雇を除く)や倒産、廃業により、生活環境が変化し、お子様の就学が困難となった方は、雇用保険受給者証等の提出により、前年所得によらず認定できる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・申請時点の世帯状況に変更が発生した場合は、「身上異動届」等の提出が必要となりますので、必ず保健給食課までご連絡ください。(表面2の対象から外れた場合は援助を廃止)

【問合せ先】高槻市教育委員会 保健給食課（高槻市役所総合センター11階 平日：午前8時45分～午後5時15分）  
TEL：072-674-7608 FAX：072-674-7641  
高槻市コールセンター（平日：午前8時～午後7時、土・日・祝・年末年始：午前9時～午後5時）  
TEL：072-674-7111